

令和 3 年 3 月 18 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月18日（最終日）

- 日程第1 議案第3号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程第2 議案第4号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第5号 南知多町防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第6号 南知多町部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第7号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第8号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第9号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第10号 南知多町土地開発基金条例及び南知多町土地取得特別会計条例を廃止する条例について
- 日程第9 議案第11号 令和2年度南知多町土地取得特別会計予算
- 日程第10 議案第12号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第15号）
- 日程第11 議案第13号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第14号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第15号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第16号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第17号 令和3年度南知多町一般会計予算
- 日程第16 議案第18号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第19号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第20号 令和3年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第19 議案第21号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第20 議案第22号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第21 議案第23号 令和3年度南知多町水道事業会計予算
- 日程第22 議案第24号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第23 発議第1号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の

採択を求める請願

日程第25 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
防災安全課長	滝本功	税務課長	神谷和伸
企画部長	鈴木茂夫	企画課長	高田順平
検査財政課長	山下忠仁	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木淳二	建設課長	山本剛
産業振興課長	奥川広康	水道課長	坂本有二
厚生部長	大岩幹治	福祉課長	相川和英
環境課長	富田和彦	保健介護課長	田中直之
住民課長	宮地利佳	教育長	高橋篤
教育部長	山下雅弘	学校教育課長	石黒俊光
社会教育課長	森崇史	学校給食センター所長	山本剛資

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

さて、昨晚、菅首相から首都圏1都3県に発令されている緊急事態宣言を21日で全面解除される方針が表明されました。本日、18日に専門家の意見を聞いた上で解除を正式に決定するとのお話でしたが、今後、感染者のリバウンドが危惧される中、どのような対策を打ちながら解除に踏み切るのか大変注目されます。

去る3月4日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただきまして、誠にありがとうございました。

ここで、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。

現在、愛知県の新型コロナウイルス感染状況は厳重警戒が続いています。新型コロナウイルス感染防止対策として、別室での傍聴とさせていただくことといたしました。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

ここで、発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言をする際はマスクを外し、発言をしてください。

日程第1 議案第3号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（藤井満久君）

日程第1、議案第3号 辺地総合整備計画の変更についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る11日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたし

ました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第4号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第2、議案第4号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について

て、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第5号 南知多町防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第3、議案第5号 南知多町防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号 南知多町部設置条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第4、議案第6号 南知多町部設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第5、議案第7号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第7号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る9日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、傷病手当金について、事業主及びフリーランスの方を支給対象とする考えはないか。答弁としまして、事業主及びフリーランスの方については国の財政支援の対象外であるため、支給対象とする考えはありません。

次の質疑としまして、傷病手当金の支給を受けるためには、申請する必要があるのか、対象者に案内通知などを行っているか。また、支給実績は何件あるか。答弁としまして、町では、新型コロナウイルス感染者の住所、氏名などの情報を把握していないため、案内通知を行うことができません。そのため、傷病手当金を支給するためには、本人または家族の方が申請していただく必要があります。支給実績はゼロ件ですが、相談は数件受けています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第6、議案第8号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第8号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、基準額への影響等は介護保険運営協議会で検討されたのか。また、その他の段階の基準所得金額の改定を行わなかった理由は何か。答弁としまして、検討を行った結果であり、介護保険法施行規則の改正に準じて条例改正を行いました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第9号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第9号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、令和4年に現在の師崎小学校の位置に統合することについて、なぜ保護者のアンケートを取らなかったのか。答弁としまして、大井小学校と師崎小学校の統合については、統合の位置を含め賛成・反対のアンケート結果により判断するものではなく、意見交換会において、広く保護者の意見をお聞きすることが大切と考えたためです。

次の質疑としまして、令和4年の統合は早いのではないかと。答弁としまして、男女比の偏りや極端な少人数の学年が続くという課題を早期に解消することや、令和3年度に大井保育所と師崎保育所が統合するため、保育所で一緒になった友達が小学校では別々になってしまう状態をなくすため、早急な統合が必要と考えて、令和4年を統合の時期といたしました。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

大井小学校がなくなりますと、大井のまちは一気に寂れていくスタートを切ります。それでやめていただきたいと思いますが、大変重要な案件でございます。慎重審議をしていただいたことと思いますけれども、ただいま2つの意見がございました。ほかの方はなかったのか、委員長、それだけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤井満久君）

これより暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

〔 休憩 9時46分 〕

〔 再開 9時48分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

石垣議員。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

質疑は1名でございました。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

議案第9号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について、議長のお許し

をいただきましたので、議案第9号につきまして反対討論を行います。

学校の統廃合については、平成8年度から第2次行政改革で将来にわたる学校運営を踏まえ、統廃合の可能性を調査・検討するとされ、そのうちの第3次、第4次行政改革大綱の中でも、学校統廃合については推進計画の一つとして上げられてきました。それにより、行政側はこの行政改革での推進事項を進めてきたところです。

平成18年3月定例議会において、学校設置条例の一部を改正する条例についてが可決され、豊丘小学校の統廃合が決定されました。また、平成20年8月臨時議会においても同条例が可決され、山海小学校の統廃合が決定されました。いずれのときも、何回も繰り返された住民説明会において、住民や保護者がある程度理解し、納得したから議会も可決しました。

しかし、今回は前回とは全く次元が違います。人口数が多い小学校が少ない小学校に統廃合します。それに住民も保護者も全く納得していません。当局の南知多町立小中学校適正規模・適正配置基本計画は欠陥であります。と申しますのは、懇談会や保護者意見交換会での学校適正配置（案）の説明は、小学校については師崎地区の小学校における複式学級の回避や、男女比の極端な偏りなどの課題を早急に解消するため、大井小学校と師崎小学校を統廃合し、統合校を令和4年4月に開校する。そして、中学校についても、町内の中学校を統合し、統合校を令和4年4月に開校するということでした。

この時点では、保護者も住民も統合地が師崎中学校跡地という具体的な名が上がっていたために容認していたのであります。また、複式学級の回避を早急に解消するためとしているが、アンケートでは76.8%の保護者が複式学級でもよいと回答している。ところが、調査によると、実はそれはまだ先のことで、理由にはなりません。

男女比の偏りにしても、以前にもあり、乗り越えてきました。いざ発表された基本計画は、小学校は統合校を令和4年4月に開校する。統合校の位置は現在の師崎小学校の位置とする。中学校は町内の中学校を令和5年以降、できる限り早い時期に統合するでした。こんな中途半端でずさんな決定は理解できません。全く認められません。

中学校の統廃合は、住民や保護者の理解が得られなかったから先延ばししたのに、なぜ小学校の統廃合は令和4年4月に決定したのか。住民や保護者の理解が得られていると思っているのか。中学校の統合を先延ばしした時点で、大井小学校と師崎小学校の一番適切な統合先、師崎中学校跡地が消滅しました。このとき、この計画は欠陥で最悪となり、廃案にすべきでした。

教育長は質問の中でよく、保護者が統廃合を望んでいると言われましたが、それは違います。私は、今でもそうなのかなと思い、数日間、全ての大井小学校の保護者一人一人を訪ね、生の声、本当の声を伺ってきました。その結果、師崎小学校に行かせたいという保護者は2人、その残り全ての保護者は師崎中学校跡地に行かせたいと答えました。「師崎小学校に行くなら今のままでいい」「何を急いでいるの」という意見がほとんどでした。この統廃合は、大井小学校の保護者の総意を無視し、師崎小学校の保護者の総意に沿ったもので納得しがたい。公正な行政の施策とは思えません。後々、遺恨を残すことになるのではないのでしょうか。

そして、1年前より現在に至るまで、新型コロナウイルス感染症の影響により日本中はもとより、世界中がパニック状態となっています。本町においても、行政が逼迫した状態が続いています。今後もより一層住民への対処、ワクチン接種等、様々な施策が重要となり、困難な状況が続くものと思われます。このような異常事態に、正常で綿密な統廃合の打合せや会議などの事業ができるのでしょうか。とても困難で不可能です。

また、子どもたちは、新たにGIGAスクール構想事業も推進され、慌ただしくしています。こんな中、子どもたちの間には、コロナ禍において精神的に不安定で、コロナロスの問題も発生しています。今まで、このコロナ禍の1年間、南知多町の子どもたちは安心・安全に暮らすことができたのでしょうか。決してできていません。そういった配慮や指導が統廃合より重要なことではないのでしょうか。この上、統廃合により大井小学校の子どもたちに生活環境が変化をし負担がかかるのは、とてもかわいそうで残念です。

したがって、二、三年待って、新型コロナウイルス感染症が終息してから、中学校の統廃合と小学校の統廃合を同時に行うべきではないのでしょうか。

以前、町の公共施設全体の更新費用を調査した結果、今後1,166億円、年間29億円必要となるという結果が算出されました。今後、新学校給食センター、新火葬場、広域新ごみ処理施設の建設が進み、町債は増え、財政調整基金が減少し、財政の立て直しが急務となった。そこで、このような理由により、小・中学校の統廃合を急遽推し進めたのではないのでしょうか。本当に子どもたちの教育を考えて、この統合計画は決定されたのか疑問であります。

現在、町は第7次南知多町総合計画前期計画を策定し発表しているが、この基本理念は「暮らし続けられるまちを“あなた”とつくる」です。今、この統廃合を実施すれば、小学校のなくなる大井のまちは過疎化が急速に進み、廃退してしまいます。そんなこと

は、行政に身を置く人ならば誰でも分かることではないですか。明るい未来をつくるという町の施策と矛盾しています。

大井のまちづくりに関わる人たちも、大井小学校を核として子どもたちの将来や大井の将来を見据え活動していますが、がっかりしています。それは、大井の地域の住民も同じです。子どもたちが地域を歩いて学校に通学することによって、地域に育てられ、地域に愛着が湧き、学校に誇りを持ちます。そして、将来、自分が町をつくっている、ここで暮らし続けたいという思いにつながります。師崎小学校に統廃合を設置すれば、二度と移動しません。ですから、統廃合を師崎中学校が空くまで延期していただきたい。最初から、統合地が師崎中学校ならば、全てが納得できるのです。その進行方向を中心に大井地区と師崎地区が切磋琢磨しながらまちづくりに励み、発展していけるのです。ひいては、南知多町の発展につながります。今回統廃合すれば、それができません。2馬力が1馬力になってしまいます。

この小中学校適正規模・適正配置基本計画は、今回の条例を制定するために安易に早急に計画され、あまり研究されておらず、内容が未完成で矛盾しており、保護者や住民の声を把握していない、また中学校の統合の失敗のため、小学校くらいは統合しておかなくてはまずいと考えていたのではないか、このような欠陥基本計画のために、147年間続く誇りと伝統のある大井小学校をいとも簡単に不本意に廃校にしてしまうことは断じて許されませんと住民は嘆き、怒っています。保護者もしかり、私たちの思いをしっかりと聞いてほしいと言っています。したがって、この条例に断固反対するものであります。

次に、私が小学校に通っている保護者から聞かせていただいた反対の声を紹介します。

1人目は、津波にも土砂災害にも危険な師崎小学校に行かせたくない。2人目は、子どもの健診に行ったときに、道が狭く、山が迫っていて怖いと思った。スクールバスも危険だ。運動場も狭いし、教室も小さかった。3人目は、大井小のほうが子どもが多いのに、なぜ師小へ行くのか納得がいかない。大井小に来てほしい。4人目、なぜこんなに急いでいるの。5人目、今のままがいい。子どもが落ち着いて過ごしている。6人目、内海でも豊浜でも、保育所があるところに統合した。だから、大井小に統合してほしい。保育所が近くのほうが何かと連携しやすいと思う。7人目、母校の大井小学校がなくなるのは嫌。8人目、母校の師中なら安心。9人目、中学校がやめになったら、小学校もやめてほしい。10人目、子どもが少ないほうが勉強ができる。11人目、アンケートのと

きは、統合して師中に行くと思っていたから賛成したけど、師小だったら反対。12人目、大井小学校ってそんなに弱い。だったら早く直してほしい。13人目、町は何でも勝手にやっていく。私たちのことをよく考えてからにしてほしい。14人目、スクールバスで行く師小は嫌。子どもに歩かせて、体力をつけさせたいから師中がいい。

このように、多くの保護者の思いがあります。このままでは統廃合されてしまう大井小学校に対して、必死に切実な思いを思っている若い保護者がたくさんいることは事実です。ただ、もう少し、師崎中学校が空くまで待ってほしいだけです。

したがいまして、南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例につきましては、この厳しいコロナ禍において困難なことであり、いまだ住民に説明不足で理解を得られておらず、町の施策と矛盾しており、より一層の考察が必要な未完成の教育課題と捉え、原案に対して反対をいたします。

最後に、同僚議員の皆様には、この課題が御自分の地域の課題であったらどうするかよく考えていただき、皆様の御賛同を心よりお願いいたしまして、反対討論といたします。どうぞよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

3番、片山陽市議員。

○3番（片山陽市君）

それでは、議案第9号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

本条例の一部改正は、南知多町小中学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、令和4年4月に大井小学校と師崎小学校を統合し、現在の師崎小学校の位置に統合小学校を設置するための改正であります。

小学校の統合については、平成18年に策定された学校統廃合の基本構想により、平成20年には豊丘小学校が豊浜小学校に、平成21年には山海小学校が内海小学校に統合されました。

本町では、少子化が今後もさらに進むことが予想されることから、学校規模の適正化・適正配置の検討が教育委員会で行われてきました。適正規模・適正配置基本計画で大井小学校と師崎小学校を統合することに至った経過は、教育委員会が開催してきた保

護者を対象にしたアンケート結果や懇談会、地区住民を含めた意見交換会、説明会の様子が町のホームページに掲載され、参加者の発言などを確認することができました。それらの中で、大井、師崎の小学校、保育所では極端な少人数学級になっている現状があるため、多くの保護者は統合を望んでいることが分かりました。アンケート結果や懇談会、意見交換会で意見を聞き、町が作成した基本計画について、住民説明会やパブリックコメントなどで多くの方に理解をしてもらおうとしたこの間のプロセスは、統合を行政側が一方的に決めるのではなく、地域住民、特に保護者との対話を経て決めていこうとしているためだと考えます。その中で、少しでも早く統合してほしいという保護者の切実な声を捉え、最短となる令和4年度に統合することとし、位置については子どもの安全・安心を考え、校舎の安全性から師崎小学校に統合するという基本計画は、そういった思いを大切にしたいものと感じます。

大井小学校に限らず、本町の学校は、そのほとんどが明治時代の創立、開校であるため、どの学校にも長い歴史や伝統があることや、また学校は教育施設でありながら防災、保育、町民の交流の場などの役割も担っており、自分の住んでいる地域の学校がなくなるとはとてもつらいことだと思います。しかし、極端な少人数学級は、未来を生きる子どもたちのためになるとは私には考えられません。新型コロナウイルス感染症については長期的な対応を求められることが見込まれますが、こうした中でも子どもたちの教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染リスクを可能な限り少なくした上で、学校運営は継続していく必要があります。また、統合の取組は進めていくべきと考えます。

最後に、子どもたちの未来に我々大人が今、子どもたちに与えてあげられる最善の教育環境を考えると、基本計画に基づいたこの条例は可決すべきであるため、本条例に賛成するものであります。議員の皆様のお賛同をお願いし、賛成討論いたします。

○議長（藤井満久君）

次に、反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第9号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

令和4年4月に大井小学校と師崎小学校を師崎小学校に統合する条例は認めることはできません。統廃合のキーワードは住民合意です。教育委員会や町長の皆さんは、昨年、これまでになく町民の中で丁寧な議論をしていただきました。豊丘小、山海小のときも強引で、町長の公約裏切りの統合とは桁違いに住民合意を貫こうとしてきました。その点では大いに評価しています。

しかし、最後の最後に今回の令和4年4月の師崎小学校への統合についての十分な大井地区と師崎地区の保護者との合意確認が明確になっているとは言えません。残念です。少なくとも令和4年4月の統合は早過ぎます。

町当局は、私たち議員に対しても、明確な判断、客観的な根拠を提示しておりません。反対理由を3点述べます。

まず第1に、大井地区、師崎地区の保護者の住民合意の意思が客観的に数字で明確になっておりません。教育委員会が把握したのは、200名の保護者の1割のみです。保護者の客観的な意思が明確でなく、手続上の丁寧な民主主義が徹底されなかった提案の統合条例案には反対です。1年ぐらい延ばしても何ら危険が迫るものではありません。

教育委員会は、条例制定への判断で12月15日、22名、たしか師崎地区15名、大井地区7名のみの保護者参加でした。その場での意見では賛成が多かったこと、少しでも早く、早急に統合してほしいとの意見が確認できたとして、22名の保護者の意見交換会と、その後の1月の住民説明会の内容を主に理由として提案をしております。

しかし、令和4年4月統合の明確な意思の確認は約1割のみです。意見交換会に参加しなかったのは悪いとの認識で、そのほかの9割の方の意思を勝手に多くの保護者が賛成しているかのように意見を押しつけていませんか。12月15日の保護者の発言の記録の中にも、「そんなに早く合併しなくてもいいと思っている」「人数が少ないなりにいいところもある（未就学児）」と発言している保護者もいらっしゃいました。12月15日の保護者会議でも、22名中1名は確実に反対の方もいらっしゃいます。

私は、榎戸議員と教育委員会側の発言が食い違っているのです。1月25日に200名への保護者アンケートを郵送等で再度調査し、令和4年4月統合の是非をこの3月議会までに賛成・反対の客観的な数字で人数を明確にしてほしいと申入れ書を直接町長、教育長にお渡ししました。これは、藤井議長も同じ内容を示されています。しかし、残念ながら実現されませんでした。調査をする時間はありました。

令和4年4月、師崎小学校への統合案は、昨年10月27日に教育委員会総合教育会議で

決定したものです。この10月から懇談会・説明会が開かれてきましたが、12月15日は22名の保護者が参加しましたが、約200名の大井、師崎の保護者のうち1割しか集まっていない懇談会でした。それを教育委員会は、12月15日の懇談会での意見を極めて拡大解釈して報告しているのではないのでしょうか。保護者は早期統合を望んでいるという結論は急ぎ過ぎていませんか。

最初は、中学校統合に絡んで師崎中学校への統合の話は進んでいましたが、方向転換した10月27日以後に決定した教育委員会側の令和4年4月に師崎小学校に統合の考え方は、一度もアンケートが取られていません。しっかりと住民の意見を聞き、それからでも師崎小への統合は遅くありません。参加しないから悪いんだとして、1月から時間があつたのにアンケートすら取らなかった教育委員会側の勝手な判断で押しつけてはなりません。まず、藤井議長も直言した客観的な保護者の意見を再度明確にし、令和4年4月ではなく、1年かけて大井の保護者、住民の方の声をしっかりとじっくりして話を聞いても遅くはありません。

第2に、師崎小学校の複式学級は令和7年度からです。教育委員会は、小学校統合の必要性を大きな理由としてきた複式学級の解消は、令和4年度はもちろん当てはまりません。もともと、統合計画は複式学級を解消するためでした。その理由が当てはまらない今回の条例提案は反対です。

師崎小、大井小の今の子どもの数で判断すると、県教委の基準に従えば大井小は複式学級にならず、3人の学級が存在する師崎小学校でも、令和7年度に初めて複式学級が具体化します。つまり、令和6年度までは、師崎小学校でも複式学級にはなりません。なぜそう統合をそんなに急ぐのでしょうか。

本来、教育委員会が進めてきた複式学級解消を言うなら、当面の間は大井小学校も利用可能ですから、令和4年4月という早急な結論ではなく、最大令和6年までは保護者を中心にして大井、師崎地区の方々と丁寧に話合いの機会を設け、住民合意の統合の計画を話し合うべきです。時間はまだあります。心に傷を残さないために、1年延ばしても全く問題ないのです。

第3に、大井と師崎の保育所が統合されるから早くするんだという説明は理由になりません。普通の保育所では、同じ保育所だが小学校は別に学校が分かれるということはよくあることです。保育所の統合時期と合わせる必要はありません。一、二年遅れてもいいではありませんか。大井小学校がすぐ壊れるわけではありません。

また、子どもの学びの教育条件では、大井小学校は最適な条件です。今、学級対応分の先生は10人の先生が大井小学校、師崎小学校でそれぞれ対応しております。つまり、20人の先生が子どもたちに対応しているのです。しかし、師崎小学校に統合すると、学級規模から10人の先生しか担当されません。先生1人当たりの関わりは薄くなります。男女間の偏りも、ジェンダーの考え方をすれば大きな問題ではないのではないのでしょうか。

今の師崎小、大井小の学びの条件は、WHOの推奨する100人以下の学級、100人以下の学校が非常に望ましい。地域とのつながりも強く最適なのです。経済効率性を学校の統廃合の最優先に持ち込んではありません。令和4年4月の決定は早過ぎます。大井地区保護者の住民との十分な話し合いを丁寧に実施し、客観的なアンケートによる数字的な判断をはっきりさせ決定すべきです。以上です。

○議長（藤井満久君）

次に、賛成討論はありますか。

（挙手する者なし）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第9号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号 南知多町土地開発基金条例及び南知多町土地取得特別会計条例を廃止する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第8、議案第10号 南知多町土地開発基金条例及び南知多町土地取得特別会計条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第10号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について

て、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号 令和2年度南知多町土地取得特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第11号 令和2年度南知多町土地取得特別会計予算についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第11号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について

て、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第15号）

○議長（藤井満久君）

日程第10、議案第12号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第15号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第12号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審

査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

福祉課関係について。

質疑としまして、内海保育所駐車場整備工事の設計監理委託を役場内部で設計を行った経緯は何か。答弁としまして、建設課に相談したところ、役場内での設計は可能とのことから委託を行いました。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第12号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

建設課関係について。

質疑としまして、道路橋梁維持補修事業費における道路用地購入費、物件補償費の減額理由は何か。答弁としまして、町道3209号線道路改築事業において、対象の地権者に対し用地買収、物件補償を予定していましたが、諸事情により今年度中の契約が成立しない見込みとなったため減額するものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第13号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(藤井満久君)

日程第11、議案第13号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(石垣菊蔵君)

ただいま上程されました議案第13号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、国民健康保険災害等臨時特例補助金は、コロナの影響に係る国保税の減免のための補助金と思うが、その減免額は幾らか。答弁としまして、1月末現在で令和元年度分が1,653万円、令和2年度分が1億2,730万6,000円、合計で1億4,383万6,000円であります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(藤井満久君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長(藤井満久君)

日程第12、議案第14号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(石垣菊蔵君)

ただいま上程されました議案第14号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、特別徴収保険料の減額は、主に新型コロナウイルス感染症の影響によるものか。答弁としまして、そのとおりであります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第14号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第15号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第15号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第15号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、居宅介護福祉用具購入について、受領委任払いを利用できるのか。
答弁としまして、利用者の希望に応じて利用可能です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第15号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第14、議案第16号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第16号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について

て、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第16号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時40分といたします。

なお、ウイルス感染症対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時30分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

○議長（藤井満久君）

日程第15、議案第17号 令和3年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第17号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について。

質疑としまして、山海ふれあい会館に保管してある郷土資料を整理していく計画はあるか。また、そのための会計年度任用職員か。答弁としまして、順次、資料整理を進めていく計画で、社会教育課職員に加え、会計年度任用職員も活用していく方向です。

学校教育課関係について。

質疑としまして、小学校用務員の5人が会計年度任用職員だと思うが、正規の職員がいるのか。どこの学校か。答弁としまして、内海小学校に正規の再任用学校用務員を配置しています。

学校給食センター関係について。

質疑としまして、給食の配送業務委託料は、昨年度と比べ220万円減額しているが、この金額で安全・安心な給食配送ができるのか。答弁としまして、業者から徴収した積算見積金額が昨年度より下がったことや、過去3年間の実績を考慮して予算は減額しましたが、安全・安心な給食配送が実施できる予算額と考えています。

次の質疑としまして、新学校給食センター建設工事管理委託料は昨年度も予算計上しているが、業者は変わらないのか。答弁としまして、昨年度からの継続事業ですので、業者は変わりません。

福祉課関係について。

質疑としまして、社会福祉協議会補助金のうち、人件費以外で補助をしている内容は何か。答弁としまして、人件費のほかに社会福祉団体助成金、ボランティアセンター運営費、心配ごと相談所運営費が含まれています。

次の質疑としまして、保育所の会計年度任用職員が減った要因は何か。答弁としまし

て、大井保育所と師崎保育所の統合を踏まえ、正規職員の配置を考慮したためです。

住民課関係について。

質疑としまして、旅券発給事務費負担金は毎年見直しを行っているのか。答弁としまして、費用項目に応じて申請件数割、均等割により毎年見直しを行っています。

環境課関係について。

質疑としまして、来年度から、ごみの分別方法が分かりづらいので住民説明会が必要と考えるが、令和3年度予算には説明会を開催する費用は計上してあるか。答弁としまして、予算は計上していませんが、新型コロナウイルスの感染拡大が収まった上で小規模な説明会を要望があれば感染拡大防止対策を行いながら実施します。

保健介護課関係について。

質疑としまして、配食サービスを介護保険特別会計に組み替えた理由は何か。また、介護保険の対象者を利用対象とするのか。答弁としまして、配食サービスの目的や実施方法が地域支援事業の任意事業に該当することから、介護保険特別会計へ組み替えました。利用対象者は、これまでと変更はありません。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第17号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

建設課関係について。

質疑としまして、県営防災ダム事業負担金について、ため池防災工事は1池当たり何年かかるものか。また、1池当たりの改修費用は幾らか。答弁としまして、ため池の規模、整備内容等にもよりますが、過去の実施例を見ますと1池当たり工事に3年程度かかり、改修費用は約1億円となっています。

次の質疑としまして、木造住宅耐震改修費、木造住宅段階的耐震改修費、木造住宅簡

易耐震改修費の各補助金の違いは何か。答弁としまして、まず木造住宅耐震改修費補助金は、地震時に家屋が倒壊しないよう耐震改修を一度に行うもので、補助の上限は100万円です。

次に、木造住宅段階的耐震改修費補助金は、費用負担の軽減を図るため耐震改修を2度に分けて行うもので、補助の上限は90万円です。

最後に、木造住宅簡易耐震改修費補助金は、耐震性の高い空間を確保する簡易な改修を行うもので、補助の上限は40万円です。

産業振興課関係について。

質疑としまして、内海観光センター整備事業地質調査業務委託料は高額であるが、どのような調査をするのか。答弁としまして、近隣のボーリング調査結果を参考に深さ40メートルのボーリング調査をするためです。

総務課関係について。

質疑としまして、衆議院議員選挙費及び町議会議員選挙費に計上されている扇風機借り上げ料とは何か。答弁としまして、エアコン等のない投票所において、投票従事者から扇風機を借り上げる経費です。

次の質疑としまして、全国的に地方議員の成り手不足が問題となっているが、町議会議員選挙費には立候補を促すための啓発費用は計上されているか。答弁としまして、計上していません。

防災安全課関係について。

質疑としまして、高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金について、何に対しての補助であり、どの程度の費用を要するものなのか。答弁としまして、満65歳以上の町民が後づけの急発進等抑制装置を設置することに対する補助であり、障害物を検知するセンサーがついたものを設置する場合は上限3万2,000円を、センサーがつかないものを設置する場合は上限1万6,000円の補助を行います。また、設置に係る費用の全体額については、センサーつきが8万円程度、センサーなしが4万円程度を想定しております。

次の質疑としまして、家具転倒防止器具設置委託料について、何件を見込んでいるか。答弁としまして、50件分を見込んでいます。

企画課関係について。

質疑としまして、ロボティック・プロセス・オートメーション（RPA）で今後予定

している業務は何か。答弁としまして、令和2年度は、住民情報システムにおいて介護保険に係る申請、税等の口座振替登録、後期高齢者医療の還付申請のシナリオを作成しています。令和3年度においても、住民情報システムで運用する業務でロボティック・プロセス・オートメーション（RPA）を利用していきます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第17号、令和3年度一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

高校生までの医療費無料化施策で多くの子どもたちも救われております。また、人間ドック、脳ドック等の積極的な住民福祉につながる施策もあり、この点では大いに評価するものであります。そして、必要性の薄い一般企画費負担補助金では、昨年度あった市町村ゼミナール7万円をやめたのも評価できます。

しかし、次の5つの点で問題を含む予算であり、反対を表明いたします。

第1は、知多滞納整理機構への負担金支出が50万円ありますが、認められません。

滞納整理機構に対する負担金は50万円支出されており、滞納整理機構は差押えを前提とした、住民の生活実態の把握を二の次にする強制的な取立て組織です。愛知県の多くの地域では、滞納整理機構は廃止しています。県の制度がなくなっても続けているのは知多半島だけです。直ちに撤退すべきです。

滋賀県の野洲市の2016年に施行した「ようこそ滞納していただきました条例」、債権管理条例といいますが、これを参考にしながら、南知多町として税務課などが債権者や

住民に寄り添い、払いたくても払えない方への解決策を住民と共に考える体制にすべきであると考えます。

第2の問題点は、リニア中央新幹線促進期成同盟会の負担金はやめるべき問題です。

南知多町は同盟会に毎年、僅かではありますが3,000円支出しております。リニア工事は総額9兆円を投入するという巨額な国費、県民負担を生む強引な計画です。既に2013年度当時、JR東海の山田社長は、リニアは絶対ペイしないと記者会見でも明らかにしたのは有名です。採算が取れず、地上新幹線との共倒れも予想されています。

また、ルートは8割がトンネルです。大井川水がれ問題で、静岡県も、大村知事の圧力でも、川勝知事はいまだに工事を進めようとしていません。また、最近問題となっている大深度を掘り進めることの不備から地上の地盤沈下も問題となり、一部ではストップしております。既に掘り進んだ残土処理の問題でも、有害物質の処理でも問題となっております。原発と同じように将来に禍根を残すことが予想される負担金は、僅かでもやめるべきです。

第3の問題点は、南知多町職員で会計年度任用職員の労働安全衛生の徹底のための適正な労働時間管理がなされていない問題です。

この間、産業医配置、面接指導実施、衛生委員会の毎月実施など、かなり前向きな改善がなされてきました。時間外80時間、100時間の役場労働者の適正な労働時間把握のための客観的な記録方法として、正規職員にはグループウェアソフトで管理把握のための客観的な記録をしているそうです。しかし、会計年度任用職員の方は、客観的な時間把握は設定されていません。役場職員労働者は宝です。休職者1人、病休者2名が既に存在する南知多町の役場職員の労働者の働き方を見直し、町長は労働安全衛生法と労働基準法がより守られる南知多町役場をつくっていただくことを期待するものです。

第4の問題点は、監査事務体制が専門性を担保するものになっていないことです。

監査事務の監査委員は、議員選出の監査委員ではなく、大府市のように専門性のある2名の監査委員に替えるべきだと考えます。会計士の専門性と独立性のある監査委員の選任規定が最近定められたわけですから、住民への透明性を担保するために会計の専門家に任せるべきです。

第5の最後の問題点は、離島の皆さんへの海上交通への利便性の配慮が足りないということです。

離島交通費助成で令和元年度は大人16枚、94.3%、子どもは14枚で73%の利用率でし

た。大人は、16枚では足りないことが島々の方々の思いであります。病院等への通院でそれを願っており、困っております。離島交通費助成補助金は1,823万9,000円では足りないので、ずっと言われております。大人1枚だけでも増額をすべきと考えます。

以上をもって反対討論といたします。各議員の賛同をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

12番、石黒充明議員。

○12番（石黒充明君）

議長のお許しをいただきましたので、議案第17号 令和3年度南知多町一般会計予算案について、賛成の立場から討論を行います。

本予算案は、昨年と比べ3億3,000万円減の81億1,000万円と大変厳しい予算額となります。最少の経費で最大の効果を基本としつつ、新型コロナウイルスの影響は大きいですが、住民の福祉の維持向上を目指して予算編成がされたものであると思います。

厳しい中にも主な新たな新規事業としましては、町制60周年記念事業に87万円、教育の充実では技術科プログラミング学習ロボット購入に83万円、漁業振興対策事業では水産業強化対策整備事業費購入補助金に2億9,213万円、観光施設整備事業には内海観光センター整備に1,685万円などが予算計上されています。

また、高齢者が多い本町では、交通推進事業として高齢者安全運転装置設置費を助成するとしており、交通安全に努めることは全国的にも高齢者ドライバーの誤作動で事故が起きていることを考え、協力していただきたい事業であります。

また、子ども医療費助成事業費については、18歳に達する年度末までの自己負担額を助成し、また産婦健康診査の回数を増やすことは子育て支援に大きな希望を与えます。

次に、職員については、スリム化、コンパクト化を推進するため、行政機構改革が行われますが、住民サービスや士気の低下にならぬように全職員が一丸となって第7次総合計画の基本理念である「暮らし続けられるまちを“あなた”とつくる」ことに取り組まなければいけないと考えます。

本町の財政運営が厳しさを増す中、小・中学校の規模適正化・適正配置をはじめ、様々な課題が山積みとなっておりますが、住民への配慮がなされていると思われまますので、

賛成するものであります。

しかしながら、3億3,000万円の減額によって切り捨てられた事業のことを思うとつらいものがあります。その辺のフォローも可能な限り対処していただきたいと思います。

最後に、同僚議員の御賛同を心よりお願いいたしまして、賛成討論といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

次に、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第17号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第18号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第16、議案第18号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第18号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、出産育児一時金の予算額が30件に減額となっているが、少なくともはなにか。答弁としまして、国民健康保険加入者の出産が年々減少しており、実績を勘案しての予算計上をしています。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の裁決により原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

議案第18号、令和3年度国民健康保険特別会計予算の反対討論をいたします。

2点、問題点を指摘します。

第1に、この特別会計予算には、私がずっと指摘しているように、令和3年度も国民健康保険運営協議会に15名の委員のうち5名の町議会議員が公益代表の委員として予定していることは問題です。条例上は公益委員のはずなのに、それが全て議員委嘱になっているのです。公益委員は議員以外に多数見えます。直ちに改善すべきです。

運営協議会は広く町民の声を聞く会であり、来年度からの国保税の原案も町民からの意見を直接聞く場にすべき会です。議員以外の町民の方々の声を積極的に聞き取る機会とすべき、議員は議会という場で国保税額が妥当であるかをチェックすべきであります。議会提出前にあらかじめ町当局と税の談合につながるようなことは問題であります。また、参加する報酬として1人6,300円の支出が予定されていることも問題です。本来、二重に受け取ることも町民の理解は得られません。

既に、知多半島では南知多町以外の9市町では、議員が国保運営協議会の委員になっている自治体はありません。条例改正しなくても、町長による任命委嘱変更ですぐにできます。すぐ改善すべきです。

第2の問題点は、県一高いと言われる国保税を払える国保税にするためにもさらなる改善が必要です。

特に、収入に関係なく、国保税の均等割を働いてもいない生まれたばかりの赤ちゃん

からも1人5万円ばかり取るのも問題です。全国知事会の要請を受け、2022年度から国もこの制度を見直し、未就学の子どもも5割軽減をしております。苦しい国保会計であることは課長さんからも聞いておりますが、承知しております。南知多町としても大府市に見習い、一般会計からの繰入れを増やして、まず第3子からの均等割の軽減措置なども取ることも必要であると考えます。払いやすい国保会計にできるはずです。

以上をもって、反対討論といたします。

○議長（藤井満久君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第18号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第19号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第17、議案第19号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第19号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、滞納繰越分の保険料を100万円計上しているが、滞納分を減らす努力はしているか。答弁としまして、滞納額が減少するよう引き続き努力しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第20号 令和3年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第18、議案第20号 令和3年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第20号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、地域包括支援システム運用支援委託料はどのような内容か。答弁と

しまして、介護予防ケアマネジメント業務の利用者情報等を管理するシステムの定期的な更新作業や、障害児対応、定期訪問によるサポート等の業務委託です。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

令和3年度介護保険特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

2点、問題点を指摘します。

第1の問題は、第8期保険料の基準額5,000円としたことは、もっと下げることができたのではないかという問題です。

基金を7,000万円残したわけですが、直近の4年間でも、例えば29年、2億1,000万、30年、2億1,000万、31年、2億円、令和2年、2億1,000万、4年間でも毎年約2億円以上の基金が積み上がっております。基金を7,000万円残すのではなく、5,000万円残したとしても、今後の3年間の運営は問題なかったのではないのでしょうか。

基金を全て投入する自治体もあります。本来、基金は全て投入するのが原則です。南知多町の過去4年間の実績を見て、思い切った被保険者への配慮の5,000円以下の料金設定もできたように思います。

第2の問題点は、さきの国保特別会計での国保運営協議会の問題と同じく、介護保険運営協議会でも、同じく議員参加という不正常的な問題があるということです。

南知多町の介護運営協議会規則第3条には、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者の代表、費用負担関係者、知識や経験を有する者、町議会関係者、その他町長が必要と

認める者から委員を委嘱することになっています。予算では、5名の議員が介護保険料の原案を扱う協議会に参加させていることは問題です。町長が規則変更をしなくても議員枠を採用しないようにすれば済むことです。議会と執行機関の補助機関との区別と責任を明確にさせることが必要です。議員は、議会で町長提案の介護保険料をチェックすることが本来の職務です。審議会、協議会は、広く議員以外の町民の皆さんに意見を聞く機会とすべきです。国でも県でもそうっております。

また、報酬の二重取りもやめるべきです。既に議員は報酬を受けています。6,300円の二重報酬は、町民が納得できません。町長は直ちに規則変更をして、正常な議会と町執行機関との関係を正常に戻すべきです。このようななれ合いの不正常的な制度になっている町は、この知多半島、南知多以外にはありません。

以上、介護保険特別会計予算の反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第21号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第19、議案第21号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第21号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第21号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第22号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第20、議案第22号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第22号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、駐車場使用料が減額となっているが、その根拠は何か。答弁としまして、令和元年10月から令和2年9月までの実績を基に新型コロナウイルス感染症による影響を考慮しました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第22号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第23号 令和3年度南知多町水道事業会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第21、議案第23号 令和3年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第23号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、どのような自動車修繕を予定しているか。答弁としまして、公用車4台分の修繕費で、特に車検時において修理が必要な場合等を予定しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第23号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第24号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第22、議案第24号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第24号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、設置条例を議決してから統合に係る予算を提出すべきではないか。答弁としまして、学校設置条例の一部改正条例案を今議会に同時に提出しており、統合の準備に係る予算が新たに必要となったためです。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第24号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

反対討論の通告書を提出しましたが、議案第9号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について、この議案が可決されましたので取り下げたいと思います。

○議長（藤井満久君）

次に、反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第24号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第1号）に反対をいたします。

この議案提案は、議案第9号で学校統廃合の議案が可決されるとの判断を前提にした予算提案であり、認められません。学校統合案が否決されるかもしれないという判断は全くなく、行政の執行手続の簡素化だけで優先させる議案提案です。議員の皆さんへの配慮もなく、議会に対して失礼な提案ではないか。議案提案の慎重さと謙虚さに欠けるこのような判断と議案は認められません。

町当局は、議案第9号が今議会で決定した後、必要ならば補正予算を組めばいいことであり、閉校のための式典委託料や閉校のための記念誌作成予算を今すぐ必要とは思われません。既に臨時議会も24日に予定されており、そこで提案すれば済むはずであります。まさにそのように配慮に欠いたこのような提案そのもの自体がおかしいわけでございます。撤回すべきです。

○議長（藤井満久君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

4番、小嶋完作議員。

○4番（小嶋完作君）

議長のお許しをいただきましたので、議案第24号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、先ほど可決されました議案第9号、学校設置条例の一部を改正する条例により、大井小学校と師崎小学校の統合の準備をしていく上で必要となる経費及

び南知多町立小中学校適正規模・適正配置基本計画により、中学校の統合を検討する上で、来年度実施する事業に係る経費の補正であります。いずれも適切な内容の補正予算であると思います。

小学校の統合の準備に係る経費につきましては、学校再編委員会に係る経費、事前交流に係る経費、閉校・開校の準備に関わる経費など、統合をスムーズに行うために令和3年度中に施行すべき経費です。

また、スクールバスは、大井小学校区の児童の安全確保のために必要とするもので、私も必要な対策であると理解しております。

次に、中学校の再編に係る事前交流の経費は、基本計画の中で具体的な統合は決まっていますが、今後、教育委員会が統合への取組、あるいは統合しない場合でも小規模校のデメリットの解消のために事業を進めていくという姿勢が見てとれます。

以上、いずれにしても、本予算の執行に当たっては、児童・生徒、保護者、地域住民にとって効果的になるものとなるよう、町民の声に耳を傾ける町長として責務を遂行していただくことを期待して、賛成討論を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第23 発議第1号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第23、発議第1号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番、吉原一治議員。

○9番（吉原一治君）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

発議第1号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について。

地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案理由としましては、町の機構改革により庁内組織が再編成されるに当たり、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

改正の内容としましては、条例第3条の表中、総務建設委員会の所管の企画部を削除し、「出納室」を「会計課」に改めるものであります。

附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

なお、提出者及び賛成者は議会運営委員全員であります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。同僚議員の御賛同をよろしくお願ひします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第1号の件を起立によって採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願ひます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第24 請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」
の採択を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第24、請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」

の採択を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました請願第1号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成なしでありました。よって、本請願は不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の採択を求める請願の請願紹介議員として、日本が被爆国の責任として批准を進めるため、意見書採択に向け積極的な賛成討論を行います。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国連において122か国の圧倒的多数の賛成で核兵器禁止条約が採択され、今年1月22日午前零時についに発効しました。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への署名・批准が開始されて以降、国際政治においても、各国々においても前向きな大きな変化が生まれ、条約署名国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国86か国、批准国は54か国、2月19日現在です、となっております。同条約は、2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に批准国が50か国になったことにより、90日後の2021年1月22日に発効しました。

条約は、核兵器について、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに悪の烙印を押しました。核兵器は、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用、そしてその威嚇に至るまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止し、抜け穴は許されぬものとなっております。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しております。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切実な要望に応えるものとなっております。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものとなりました。全国では、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を進める意見書は既に531自治体で採択され、これは2月2日現在です。阿久比町でも12月に議会で採択しております。日本全体の個人署名でもノーベル物理学賞の益川敏英さん、元外務大臣の田中眞紀子さん、ジャパネットたかたの高田明さん、俳優の石田純一さんも賛同しております。アメリカの核の傘に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。

日本政府に対して、こうした態度を直ちに改め、唯一の戦争被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力するあかしとして核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書を採択し、日本政府と国際機関に送付する請願に賛同いただきますよう、議員の皆さんに対して重ねて何度もお願い申し上げるものであります。以上です。

○議長（藤井満久君）

次に、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第1号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

日程第25 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藤井満久君）

日程第25、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から、所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（藤井満久君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和3年第1回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 閉会 11時32分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 榎 戸 陵 友

署 名 議 員 石 黒 充 明